

茨城県報

第 7 2 2 4 号

昭和59年 3 月 5 日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●新規土地改良事業の審査 (2 件) (農地管理課)	1
●土地改良法に基づく換地処分 (")	2
●道路の区域変更 (2 件) (道路維持課)	2
●道路の供用開始 (2 件) (")	3
●急傾斜地崩壊危険区域の指定 (ダム砂防課)	4
●土地改良法に基づく換地処分 (3 件) (土地改良事務所)	5

公 告

●理容師試験及び美容師試験の実施 (環境衛生課)	6
●建築許可に関する聴聞 (建築指導課)	8
●開発行為の工事完了 (8 件) (")	8
●道路位置の指定 (")	10

告 示

茨城県告示第271号

朝日土地改良区が行おうとする弓弦地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

朝日土地改良区定款の写し

弓弦地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和59年 3 月 8 日から昭和59年 3 月27日まで

3 縦 覧 の 場 所 八郷町役場

茨城県告示第272号

久慈郡大子町大字頃藤1103番地梶井一男ほか14名から昭和58年12月24日付けで認可申請のあつた滝倉地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 滝倉地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 滝倉地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和59年 3 月 8 日から昭和59年 3 月27日まで

3 縦 覧 の 場 所 大子町役場

茨城県告示第273号

昭和59年 1 月26日付け農管指令第24号をもつて認可した西友部地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和59年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和59年 3 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年 3 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道 路 の 種 類 県道

2 路 線 名 深芝浜波崎線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡波崎町大字柳川 字喜多村上3136番から	旧	メートル 最大 9.50	メートル 725.00	
		最小 4.80		
		最大 18.00	660.00	
		最小 7.00		
鹿島郡波崎町大字柳川 字浜松2798番まで	新	最大 18.00	660.00	道路改良工事完了に伴う区域変更
		最小 7.00		

茨城県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年3月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 293号
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字東野 字仲之内1765番1から	旧	メートル 最大 15.00 最小 5.00	メートル 3,450.00	
那珂郡大宮町大字北塩子 字白谷532番3地先まで	新	最大 36.50 最小 12.00	3,360.00	道路改良工事に伴う 区域変更

茨城県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年3月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道深芝浜波崎線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡波崎町大字柳川字喜多村上3136番から
鹿島郡波崎町大字柳川字浜松2798番まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年3月5日

茨城県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年3月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道293号
- 2 供用開始の区間
那珂郡大宮町大字東野字仲之内1765番1から
那珂郡大宮町大字北塩子字白谷532番3地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年3月5日

茨城県告示第278号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

昭和59年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 区 域 名 本町の13急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲 次に掲げる地番等の土地に存する標柱によつて囲まれた区域

市 名	町 名	字 名	地 番 等	標柱番号	備 考
北 茨 城 市	平 潟 町	本 町	447—1 449 市道56号線	1	各々の交点
〃	〃	〃	449 市道56号線 市道59号線	2	〃
〃	〃	〃	451 市道56号線 市道57号線	3	〃
〃	〃	〃	465 市道56号線	4	境界線上の交点
〃	〃	〃	465 市道56号線 県道平潟港線	5	各々の交点
〃	〃	〃	市道63号線 469 県道平潟港線	6	〃
〃	〃	〃	471 472 県道平潟港線	7	〃
〃	〃	〃	474 475 県道平潟港線	8	〃
〃	〃	〃	市道65号線 県道平潟港線	9	境界線上の交点
〃	〃	〃	市道65号線 477	10, 11	〃
〃	〃	〃	市道65号線 477—1	12	〃

"	"	"	市道65号線 477-1 478	13	各々の交点
"	"	"	市道65号線 478-7 478-1	14	"
"	"	"	478-3 478-7 478	15	"
"	"	"	462-2 462-3 478	16	"
"	"	"	462-3 462-1 478-3, 478	17	"
"	"	"	462-1 462-3 463	18	"
"	"	"	462-2 462-3 463	19	"
"	"	"	461-1 460-1 463-10 460-3 }	20	"
"	"	"	457-1 457-2 463-9, 463	21	"
"	"	"	457-1 456-1 463	22	"
"	"	"	457-1 456-1 456-2	23	"
"	"	"	456-1 456-2	24	境界線上の交点
"	"	"	市道58号線 455 456-2	25	各々の交点
"	"	"	446-4 447-2 448	26	"

茨城県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営ほ場整備事業菅谷地区第二工区に係る換地処分をした。

昭和59年 3 月 5 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 久 保 田 達 哉

茨城県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 9 項の規定により県営ほ場整備事業里川西部地区第二工区に係る換地処分をした。

昭和59年 3 月 5 日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 久 保 田 達 哉

茨城県告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営は場整備事業瓜連地区第二工区に係る換地処分をした。

昭和59年3月5日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 久保田 達 哉

公 告

●理容師試験及び美容師試験の実施

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項に規定する理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項に規定する美容師試験を次のとおり実施する。

昭和59年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和59年第1回理容師試験及び美容師試験実施要領

1 受験申込票受付期間及び受付時間

昭和59年4月3日（火）から昭和59年4月5日（木）までの毎日午前9時30分から午後4時まで

2 受験申込票受付場所

水戸市三の丸1丁目4番50号（茨城県自治会館内）

（財）茨城県環境衛生営業指導センター

電話（0292）25—6603

（注） 受験申込票は、本人又は代理人が直接持参するものとし郵送による受験申込票は受理しない。

3 試験期日及び試験場所

期 日 等		試 験 場
学 科 試 験	理 容 美 容	昭和59年4月15日（日）
		水戸市元吉田1012 茨城県立水戸工業高等学校（0292 47—5711）
		水戸市五軒町3丁目2番61号 大成女子高等学校（0292 21—4888）
		水戸市白梅2丁目1番45号 水城高等学校（0292 47—6509）
実 地 試 験	理 容	昭和59年5月15日（火）
		水戸市常磐町2丁目3番37号 茨城県理容専修学校（0292 25—2521）
	美 容	昭和59年5月22日（火） 昭和59年5月24日（木）
		石岡市府中1丁目2番13号 茨城理容美容専門学校（02992 2—2373）

4 試 験 科 目

(1) 学 科 試 験

- ア 衛生法規大意
- イ 生理解剖学大意
- ウ 消 毒 法
- エ 伝染病学（細菌学を含む。）大意
- オ 公衆衛生学大意
- カ 皮膚科学大意
- キ 物理及び化学（化粧品化学及び理容又は美容に関する部分に限る。）大意
- ク 理容理論大意又は美容理論大意

(2) 実 地 試 験

- ア 理容又は美容の基礎的技術
- イ 消毒薬の取扱い
- ウ 理容又は美容を行う場合の衛生上の取扱い

5 受 験 資 格

厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、理容師又は美容師となるために必要な知識及び技能を修得した後、昭和59年4月5日現在において実地習練期間が1年以上（実地習練日数が280日以上であることを要する。）となる者

6 学 科 試 験 免 除

昭和57年以降茨城県知事施行の理容師試験又は美容師試験の学科試験に合格した者は、学科試験が免除される。

7 提 出 書 類

(1) 学科試験受験者

- ア 受験申込票（申込票は県で所定のものを準備する。）
- イ 厚生大臣の指定した養成施設を卒業したことを証する書類
- ウ 実地習練証明書
- エ 写真（受験申込前6カ月以内に撮影した正面上半身脱帽で大きさは縦5センチメートル、横4センチメートルのもの1葉）

(2) 学科試験を免除される者

- ア 上記(1)の提出書類中ア、エの書類
- イ 学科試験合格証明書の写し（本証持参のこと。）

8 受 験 手 数 料

6,000円（同額の茨城県収入証紙を受験申込票に張り付けること。）

9 そ の 他

- (1) 受験申込票の請求については、あて先明記の返信用封筒（角型3号に120円切手をはつたも

- の)を同封のうえ、茨城県衛生部環境衛生課あて郵送で申し込むか、直接取りに来ること。
- (2) 受験申込票提出の際は、印鑑を持参すること。
- (3) 合格発表は、茨城県庁衛生部掲示板に掲示するほか本人に通知する。

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行います。

昭和59年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和59年3月14日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 取手市米ノ井字後原40—1, 43—3, 43—4, 43—5
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
事務所及び自動車修理工場の新築について
- 4 申請者住所氏名 水戸市千波町1945—12
(株) マツダオート茨城 代表 竹 内 伸 昌
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 新築
申請延面積464.42㎡
- 6 敷 地 面 積 1,830.84㎡
- 7 原 動 機 新設1.5KW
- 8 建 築 物 の 位 置 取手市米ノ井字後原40—1, 43—3, 43—4, 43—5

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿島郡神栖町大字横瀬字横瀬958—5
- 2 事業主の住所及び氏名
鹿島郡神栖町大字知手4678—141
向 後 慶 次

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
土浦市真鍋3丁目3343番
- 2 事業主の住所及び氏名
土浦市真鍋3—13—18
池 田 忠 宣

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市中神立町 5 番の 2

- 2 事業主の住所及び氏名

日立市森山町 4 丁目 8 番 2 号

株式会社茨城計算センター

取締役社長 今 井 吉 幸

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字永国字街道向628番の 6 から628番の 8 まで、630番の 1, 631番の 1, 632番の 2 から632番の 4 まで、632番の 6, 642番の 5

- 2 事業主の住所及び氏名

名古屋市東区東片端町 8 番地

株式会社スズケン 取締役社長 別 所 芳 樹

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村台字十文字940番の 1, 字西之内784番の 1, 字谷田部道785番の 1, 787番の 2

- 2 事業主の住所及び氏名

水海道市森下町4578

株式会社筑波流通 代表取締役 柳 田 幸 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡出島村大字宍倉字鹿野山6147番の33, 6147番の219から6147番の222まで、6148番の231, 6202番の 4 から6202番の 6 まで

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都豊島区西池袋 1 丁目29番 5 号

株式会社恩和商事 代表取締役 恩 田 幸 代

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田村大字下稻吉字馬坂谷1927番の 1 から1927番の 4 まで

- 2 事業主の住所及び氏名

新治郡千代田村大字上稻吉1929—13

戸 田 重 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市茶屋新田字中通104—2から104—4まで、129—1, 129—2, 129—4, 129—5, 130—1, 130—2, 130—5, 130—6, 字住還東266—24

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県蕨市中央1—34—4

榎 本 咲 子

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和59年3月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第134号	59. 2. 21	ベニヤ商事 株式会社 代表取締役 横須賀忠一	那珂湊市部田野 1307番地	勝田市東石川塙坪2002 (28—2街区8)	メートル 4.00	メートル 21.83
" 第135号	"	石井 大介	勝田市足崎 1469—20	" 足崎字深谷津 1469—27, 1469—79, 1469—81	4.00	31.10
" 第136号	"	川上富美雄	" 佐和1223	" 佐和字田向 1106—13	6.00	29.75
潮土木指令 第61号	59. 2. 20	久保 博	鹿島郡大野村大字 青塚347番地	鹿島郡大野村大字青塚 字砂925番3, 925番4, 925番5	4.00	62.13
境土木指令 第86号	59. 2. 15	丸萬商事(株) (代)室岡醇一	東京都杉並区高 円寺北2丁目2 番5号	猿島郡三和町大字上和 田字稻荷台343—4	4.00	29.14

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2, 0 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所